

# リプロダクション・セクシュアリティ・自然——男性の責務の観点から

堀田義太郎

はじめに

本稿の目的は、リプロダクションとセクシュアリティについて、とくに宮地尚子（1998）とそれをさらに展開した森岡正博（2006）によって提起された「男性の責任（責務）」の射程を検討することにある。

宮地と森岡の議論は、性行為における「男性の責任」を考慮することの重要性を指摘した点で、リプロダクション・セクシュアリティ論にとって大きな貢献であると言える。とはいえ、そこにはいくつか曖昧な点と問題点が含まれている。そのなかでも最も大きなものは、「胎児」の道徳的な地位をめぐる論点だと思われる。

本稿では、性行為・妊娠出産と中絶に対する男性の責任について、宮地や森岡の議論に示唆を受けつつも「胎児の地位」を重視する観点から、さらなる論点を提示することを試みる。なお以下の議論は、「養育」については完全に括弧に入れて展開される。養育負担の考慮は中絶の大きな理由になっていると思われるが、まずは養育という要素を入れなくても考えられること／考えるべきことを整理しておくことにも一定の意義があるだろう。

以下、第一節では、宮地・森岡の議論とそれに対する江口聡（2008）の指摘を概要的にまとめる。その上で、第二節では、とくに宮地の議論に沿って、いくつかの問題点を指摘する。最大の論点は「胎児」の位置に対する評価になるだろう。その上で、第三節では、とくに「避妊の失敗」のケースにおける男性の責任の範囲について考える。結論は、宮地や森岡の議論に比べるとはるかに保守的な、あるいは男性優遇的なものに見えるかもしれない。だが、それはおそらくいくつかの要素の重みづけの仕方による不可避的な結論だと言えるだろう。そして最後に、それ以外に考慮すべき論点について簡単に触れる。

## 1 宮地・森岡の議論

まずは、宮地尚子（1998）と森岡正博（2008）の議論のポイントを確認し、とくに森岡の議論を「同意」という観点から検討している江口聡（2008）の指摘を概観する。

### 1-1 宮地尚子（1998）の議論

まず宮地（1998）は、沼崎一郎（1997）による「望まない妊娠」は男性が女性に行使する「性暴力」である、という議論を受けて、とくに男性の責任の内容と根拠、そしてその責任の履行方法についてより具体的な議論を展開した。

その論点を再確認しておこう。宮地（1998）の主題は、「孕ませる性と孕む性——避妊責任の実体化の可能性を探る」というタイトルの副題に表現されているように、男性の「避妊責任」にある。宮地の議論の第一の主張は、双方が妊娠を望んでいるケースを例外として、基本的に男性には避妊行動に対する義務がつけねにある、という点である。その理由は、避妊が失敗したときの「負担」の非対称性である

とされている。

「避妊負担は分担できても、避妊が失敗したときの負担を男性に負わせるのは困難だ。それならば、失敗したときの負担は女性が負うのだから、避妊の負担くらいは男性が責任をもつことが、全体の負担のバランスをとることになる」（宮地 1998: 23）

「女性は妊娠による負担を重くせおうから、そのかわりに男性は避妊の負担をおうべきである」（宮地 同上）

宮地によれば、避妊行動について仮に女性が明示的な意思を表示していないとしても、男性の側にもっぱら責任がある。その上で、宮地は沼崎のように「男性の倫理意識に訴えているだけ」では意味がなく、法制化の方向性で考えてみる必要がある、と指摘する（宮地 同上）。

「まず、女性が妊娠すると、合意の有無をとわず男性は強制妊娠罪に問われることになる。強姦と和姦の境界をめぐる争いは一切しなくてすむようになる。男性は『女性が妊娠を望んだ』『女性が避妊つきの性交を嫌がった』と言い逃れするかもしれない。けれど、男性は自分が子どもを望まないのであれば、女性の依頼に屈することなく避妊をすればよい。また、双方が妊娠を望むなら、女性にその旨の契約書を書いてもらい、男性が保存をしておけばよい。要は、双方が明確に妊娠を望むときを特異な場合とみなし、通常では男性が避妊とその失敗の責任を負うというふうにする」（宮地 同上）

このように宮地の議論の第一のポイントは、男性には基本的に避妊責任があるという点にある。そして、さらに第二に、この最後の文章で付け加わっているように、避妊が「失敗」した場合の責任も基本的に男性の側にある、とされている。避妊が「失敗」した場合の男女の責任について、宮地は次のように述べている。

「望まない妊娠をした女性は中絶しても出産してもよいことにする。中絶や出産による女性の労力や心身の負担、費用については男性が一切責任を負う。また、出産しても女性が特に養育を／／望まなければ、養育責任は男性が全面的に負う。」（宮地 同上: 23-24）

中絶については、仮に中絶が胎児への暴力・殺人であるとすれば、という但し書きをした上で、次のように述べている。

「また、男性の孕ませない責任は女性に対してだけでなく、胎児に対しても考えてみる必要がある。強制妊娠罪・強制中絶罪は女性に与えた害に対する罪である。中絶が胎児への暴力、殺人であるとするなら、墮胎罪も男性が問われるべきものとなる」（宮地 同上: 24）

以上は宮地の議論の「男性の責任」に関わる部分の骨格だが、まとめると以下のようになる。①男性には基本的に避妊行動を取る責任がある、②その根拠は負担の非対称性のバランスを取ることにあり、③避妊責任だけでなく、仮にそれが失敗した場合には女性は妊娠出産・中絶について選択権があり、女

性の負担に対して男性には責任がある、そして、⑤仮に中絶が殺人だとすれば、それに対する責任も男性が問われる。

### 1-2 森岡正博（2008）の議論

この宮地およびその前提となる沼崎の議論を受けて、森岡正博（2008）は、さらにその含意を追究し、かなりラディカルな結論を導き出している。

宮地・沼崎の議論に森岡が付加する論点の一つは——江口（2008）が整理する通り——、「強制膣内射精」と「強制妊娠を導いた膣内射精」の区別である。森岡は、沼崎による、①「膣内射精は〈性暴力〉なのだ」という主張と、②それは「潜在的に〈性暴力〉である」という主張の違いに注目する。森岡は、この二つを「強制膣内射精」と「強制妊娠を導いた膣内射精」として区別する。まず、「強制膣内射精」とは「女性の意に反して、男性が女性の膣内で強制的に射精をすること」であり、避妊していようがいまがそれは女性の意に反しているという点で明瞭に性暴力になる。それに対して、「強制妊娠を導いた膣内射精」は、妊娠という事態が生じた時点で「遡及的」に問題になると言う。

「『強制膣内射精』の暴力性と、『強制妊娠を導いた膣内射精』の暴力性には、きわめて重要な違いがある。『強制膣内射精』の場合には、その膣内射精が生じたその瞬間に、その行為が、射精してほしくないという女性の願いを踏みにじっているわけだから、その時点でその暴力性は確定する。ところが『強制妊娠を導いた膣内射精』の場合には、膣内射精を行った瞬間には、その暴力性は確定しない。その暴力性は、沼崎が言うように『潜在的』なものにとどまるのである。そして、実際に妊娠が判明して、それが女性の意に反していることが明らかになったときに、その原因となった膣内射精の暴力性が〈事後遡及的に〉確定するのである」（森岡 2008: 29）

このように指摘した上で森岡は、もし「強制膣内射精」と「強制妊娠を導いた膣内射精」が区別できるとすれば、「女性が男性の膣内射精を自発的に許容したり、積極的に望んでいる場合」（同上）でも、後者つまり「強制妊娠を導いた膣内射精」という形での「暴力」について語るができるようになる、と述べる。たとえば、完全に男女両者が合意して膣内射精を含むような性行為を行った場合、その時点では、男性の行為について暴力性があるとは言えない。しかし、森岡によれば、それでも「事後遡及的に「強制妊娠を導いた膣内射精」として同定される可能性」（同上 30）が残されることになる。そして、重要なことは、このようにして（不幸にも）望まない妊娠が起こったときに、その「原因となった膣内射精を、女性が性暴力と感じるかどうか」であるとされている（同上）。

さらに、もし仮にこのような可能性が認められるとするならば、「男女ともに子どもを作ってもかまわないと思っている」ときでも、妊娠が生じた後に「男女のあいだの関係性に、大きな亀裂が入ったとき」などに、女性がその妊娠を望まなくなり、男性の膣内射精を「暴力だと感じたとき」には、それが「性暴力として事後遡及的に構築されることはあり得る」ということになる（同上 30-31）。

### 1-3 江口聡（2008）による批判的検討

これらについて、とくに森岡の議論に関しては、江口聡（2008）の批判的な検討がある。江口は、沼崎も含めてこれらの議論が性行為における男性の責任に着目している点で意義を認めつつ、とくに森岡の議論には問題があると指摘する。

江口の主な議論の対象は森岡の議論にあり、宮地の議論については論点提示という形になっている。まず、宮地が男性の避妊責任（義務）の根拠にしている「半々の責任」という発想については、①「半々」にこだわる必要があるのかどうか、②仮に負担を半々にするとして、必ずしも「避妊という局面」に限らず、別の場面を含めて（たとえば炊事洗濯は男性が、避妊は女性がという形）で負担を半々にするという方法もあるのではないかと、という論点がある。また、男性にはデフォルトとして強制妊娠罪が適用される、という主張については、「犯罪扱い」にする必要があるのかどうかには疑問があると指摘している（江口 2008: 3）。

その上で、性暴力が「事後遡及的に確定される」という森岡の議論について、江口は次のように指摘する。まず、森岡の「強制膣内射精」と「強制妊娠を導いた膣内射精」の区別について、そもそも両者を分ける必要があるのかどうかには疑問がある。むしろ、「望まない結果をもたらす危険を伴うセックスをしたことが『暴力』であるとみなしてよい」のではないかと（江口 2008: 4）。

また、当事者の主観的な判断によって、暴力性が「〈事後遡及的〉に確定する」（森岡 2008: 29）とされている点には、「非常に問題が多い」と指摘する。まず、そもそも、たとえば熱愛関係にある時に行った性行為について、その関係が破綻した後に、「あんな奴とやらなきゃよかった」と考えるとして、そのことによって過去の性行為が暴力になるとは思えない（江口 2008:4）。また、もし、被害者の事後的な評価によって事前の行為の性質が変わることを一般的に認めるとすれば、逆に、過去の性暴力に関しても、被害者の事後的な心変わりによって「暴力」という規定が取り消されることも認められる、と言わなければ理論的に一貫しない（もちろん、江口はそのような事例が「信じにくい」ことであると留保している）。だが、そのようなことはあり得ないだろう。事後遡及的な再規定を妊娠のケースに限定するとすれば、その理由が別途必要になるだろう（江口 同上: 5）。

「森岡は同意の上で避妊しないセックスを行ったとしても、後に関係が悪くなったならば、暴力と認定されることがありえると主張するが、私にはこのようななんでも当事者の主観によって判断されるという考え方は、法的な局面だけでなく道徳的な局面でも破壊的であるように思われる。さまざまな「被害」を考える上で被害者の主観的苦痛は非常に重要だが、それと遡及的な判断は別問題」（江口 同上）

このように指摘した上で江口は、森岡の議論を「好意的」に解釈するならば、森岡が問題にしているのは「同意」にあるのではないかと述べる。たしかに、「（男性的？）性欲には本質的に後ろ暗いところがあるように思われる」（同上）が、「このうす暗さを帳消しにするのは、本人たちの同意であると考えられている」。だが、性行為に関わる同意について、真の同意か否か等を見極めることは難しい（江口 同上 5-6）。

## 2 検討

## 2-1 男性の避妊行動義務とその根拠づけについて

では、上記の二つの議論は妥当だろうか。両者の議論をあらためてまとめておこう。まず、宮地は、女性だけが妊娠可能性があるという非対称性を前提にして、①女性が妊娠を望んでいない性行為における、男性の避妊行動の義務、そして、②望まない妊娠が起こった場合の女性の負担に対する男性の補償義務を指摘した。他方、森岡の議論の力点は、同じ一つの行為がその結果に即して再記述される可能性に着目し、仮に性行為時点で完全に合意があったとしても、望まない妊娠が起こった場合には、男性の行為が「性暴力」になりうるという点にある。

結論から言えば、これらの議論には妥当な部分も含まれているが、いくつか曖昧な点がある。

まず、宮地の議論について考えよう。二つの論点があった。第一に、双方が妊娠を望むケースを例外として、男性の避妊義務をデフォルトとするという主張である。第二に、望まない妊娠が女性にもたらす様々な不利益に対する男性の補償義務である。

ここではまず、第一点から見よう。これについては、江口が述べているように、その根拠づけの点で議論の余地があると言えるだろう。宮地は、男性の事前の避妊義務の根拠を、事後的に女性に与えられる（妊娠の）負担を鑑みて、この「負担」を半々にするためである、と述べている。たしかに、女性にだけ妊娠する可能性（危険性）がある。妊娠は（中絶でも出産でも）身体的精神的に多大な負担を与える。宮地の議論では、このリスクとコストの非対称性が、男性に対する事前の責務の理由であるとされている。だが、負担を半々にするという根拠づけには、江口が指摘するように再考の余地がある。

まず言えることは、こうしたリスク・コストの非対称性は、女性が避妊行動を望んでいるにもかかわらず男性がそれを無視した場合、それに対して（たとえば）損害賠償を課す根拠として不要だということである。むしろ単純に、「妊娠に結びつきうる方法での性交を望まない」という相手に対してそれを行うことは、性行為の内容に対する「性的自己決定」あるいは「性的自由」の侵害であると言った方がシンプルだろう。

これに対して、宮地は、女性が明示的に男性に避妊行動を要求しない場合でも、男性には基本的に義務があると主張するために、「妊娠」可能性という、より一般的な非対称性を根拠にしているように思える。ただ、そうだとすると、妊娠を望まない性行為において女性は基本的に——明示的意思表示をするか否かにかかわらず、また本人がピルを服用するなどして避妊行動をとっているか否かにかかわらず——男性が（も）避妊行動をとることを望んでいる、ということを根拠にした方が分かりやすいのではないか。というのも、常識的に考えて〈妊娠を望まないこと〉と〈妊娠可能性（危険性）のある男性の行動を望まないこと〉は、ほとんど「すなわち」の関係で結びつくと思われるからである。宮地の第一の論点は、こうした、女性の合理的な願望ないし選好を前提にした議論として理解すれば、かなりシンプルかつ強力な、そして妥当な議論だと思われる。妊娠を前提にしない性行為において、女性が男性に避妊行動をとって欲しいと思っていることは自明であり、男性はつねにそれを認識し、そう行動すべきである、と（ただ、法制化するかどうかについては議論が残るだろうが）。

また、この解釈の利点は男性の避妊責任を、「性的自由」に対する侵害という、より一般的な枠組みのなかの一部に含めることができるという点にもある。性的自由に対する侵害は、たとえば、相手に——同性である等の何らかの理由で——実際に「妊娠可能性」がなかったとしても成立するからである。コンドームを使用することを望んでいる——つまり妊娠の危険性を回避したい——という相手の望みを

無視することは、たとえば、男性間でアナルセックスをして、「アナル内射精」を望まない人にそれを行うことと同様に、性的自由の侵害だと言えよ。それに対して、宮地のように、妊娠可能性を前提にした負担のバランス論では、それらはカバーされない。

## 2-2 避妊の失敗のケースでの男性の責任の範囲について

では、宮地の議論の第二の論点についてはどうか。それは「男性が避妊とその失敗の責任を負う」（宮地 1998: 23）という主張だった。避妊の「失敗の責任」という言葉で宮地は、妊娠出産と中絶の両者を想定している。再度引用すると、「望まない妊娠をした女性は中絶しても出産してもよいことにする。中絶や出産による女性の労力や心身の負担、費用については男性が一切責任を負う。また、出産しても女性が特に養育を望まなければ、養育責任は男性が全面的に負う」（宮地 同上: 23-24）と述べられている。

だが、この議論については、さらに考察すべき課題が残されている。第一に、中絶と出産を完全に等価なものとして位置づけることの妥当性である。第二に、避妊の「失敗」の結果について男性の負担責任の根拠づけが曖昧な点である。

第一点について、結論から言えば、避妊の「失敗」のケースについて、中絶と出産を完全に等価なものとして位置づけるとすれば、それは間違いだと言わざるを得ないだろう。そしてこの点は、第二点、避妊の失敗のケースにおける男性の負担責任にも影響する。たしかに、避妊の失敗のケースにおいて、男性には女性の負担に対するいわば補償責任があると言えるだろう。だが、とくに中絶の場合、その責任の大きさと根拠づけは簡単ではないからである。この点は次に論ずるとして、ここではまず第二点から見てみよう。

望まない妊娠をした女性の中絶や出産による心身の労力や負担、経済的負担について、男性がそれを全面的に負うという議論は、男性が避妊行動を行わなかったケース——女性は基本的にそれを望んでいるので、その意に反しておりそれ自体が性暴力と言える——については、妥当だと言えるだろう。だが、避妊が「失敗」した場合と同じことが当てはまると言えるだろうか。その根拠が問題になる。というのも、事前の「避妊行動」の義務を男性が果たしていた場合、それが「失敗」したことに対する責任は、男性の側にも女性の側にもないからである。その上で、女性の負担に対する補償ないし賠償責任が男性に全面的にあると言えるとするならば、その理由はどこにあるのだろうか。

もし男性の責務が大きいと考えるとすれば、そこには、セックスについてのある種のイメージが前提になっているように思える。妊娠に結びつく行為——挿入や射精——は、もっぱら男性による女性に対する能動的な「行為」であり、女性はその「客体」であるというイメージである。逆に、男性がいわゆるマグロのような感じで（あるいは SM プレイ等で拘束されており）動か（け）ない状態であり、女性が能動的に挿入して刺激し射精させたような場合はどうか。妊娠に結びつく行為の主体性は男性から女性に移るのではないか。その場合、女性は男性にコンドームをつけることができるし、男性が女性の予想に反して早く「イッて」しまった場合は別として、膣内射精を避けることもできる。この場合に、避妊に失敗して女性が妊娠してしまったとして、その身体的・精神的負担、そして費用負担についての全責任が男性にあると言えるかどうか。おそらく難しいだろう。

こう考えると宮地の議論では（おそらく森岡の議論でも）性行為は、男性が女性の身体を客体として、

女性にリスクのある行為をする、というモデルで考えられていると思われる。

その上で、仮に、一方が他方の身体に対してリスクのある行為を行い、他方はその客体になるという相互行為モデルが妥当だとして、では、リスクが現実化した場合、その負担・損害について行為主体の側に全面的な補償責任があると言えるだろうか。性行為以外に、類似の相互行為を想定して考えよう。もちろん、性行為とまったく同じものなどないが、性行為を特権化しないためにも近似すると思われるもので考えてみよう。すぐに思いつくのは医者の手術等である。だが、医師－患者関係の場合は、両者の状況の違いや専門職の義務その他、非対称性の度合いと質が性行為とはあまりにも違いすぎる。では、たとえば、サーカスのパフォーマンスとして、射手が助手の頭の上に乗せたリングを射抜くという場合はどうか。最初から二人はパフォーマーとしてこの芸に同意しており、それが一定の人気があることを見込んでいる。つまり二人はそのパフォーマンスを利益を得ることを目的として行う。これも、身体的な危険性は性行為に比べて大きいだろうし、また性行為は見世物ではないのでその点もまったく異なる。とはいえ、一方が他方の身体に対して能動的にリスクの大きい行為を行い、互いにそこから何らかの利益を得るという点では共通するだろう。ここで、射手とパートナー（助手）のあいだには信頼関係性が成立しているとする。射手にはもちろん、リスクを回避するための周到な準備と練習を重ねて技術を習得し、慎重に行うという責務がある。その上で、たとえば、射手が慎重に的を狙って放った矢が つむじ風によって逸れてしまい、リングではなく肩に刺さってしまった場合、矢を放った側である射手には、その怪我の苦痛等の慰謝料や医療費について全面的な責任があると言えるだろうか。もちろん、一定の責任があるとは言えるだろう。だが、それはおそらく——仮に貨幣で換算するとして——、治療費と身体的・精神的・社会的負担を合計した額の半額くらいに留まるのではないかと（おおむねそれは治療費を全額負担するよりも高くなることが多いだろう）。宮地の議論をこのケースにあてはめるならば、治療費その他、様々な負担を合算してその全額の賠償責任がある、と主張されている。だが、誰のせいでもない——風のいたずらによる——事故が原因である場合には、法的にも道義的にも全面的に責任があると主張することは難しいのではないかと。

もしこの考察が妥当だとすれば、仮に性行為を完全に男性主体／女性客体モデルで考えたとしても——これを異性愛男性中心主義的セックスの「自然主義的」な理解と言ってもよい——、避妊義務を男性が十分に果たしていたがそれが失敗した場合、男性には女性の苦痛等に対する補償・医療費の全責任がある、ということは難しいということになるのではないかと。

もちろん、宮地のような議論が成立しうる余地は皆無ではない。たとえば後述するが、ここに、女性はそもそも異性愛的な性器セックスから（男性に比べて）ほとんど「利益」を得ていない、という前提を加えると計算も変わってくるからである。とはいえ、いずれにしても以上の検討が正しいならば、宮地の議論は、明示されない前提に基づいているということになるだろう。

### 2-3 中絶と出産の等置について

ではあらためて、第一の問題点、中絶と出産を完全に等価なものとして位置づけることの妥当性についてはどうか。先に述べたように、やはりそれは間違いだと言わざるを得ないだろう。

たしかに、もし胎児が文字通り単なる「害」でしかないと考えられるならば、一定の蓋然性で一方に害が生じうる相互行為において、害が生じた際の他方の責任という枠組みだけで処理できるかもしれな

い。そしてそこからは、前項で見たように、おそらくその損害の総体の少なくとも半分を担う責任はある、と言えるだろう<sup>1</sup>。

宮地は望まない妊娠をした女性にとって、胎児は単なる害以上のものではない、という前提をとっているとされる。だが、胎児を完全に害——たとえば体の中にできた癌等の腫瘍と同じもの——とみなす立場は、逆に、「出産」に対する支援を否定することになる、という大きなコストを払うことになるだろう。そしてそれは妥当ではないだろう。この点、宮地の議論では事実上、胎児が非常に軽く見積もられている。

このことは、「胎児」のステータスを完全に無化して考えてみればわかるだろう。たとえば、胎児ではなく「腫瘍」として考えよう。さらに、考察のために男女を入れ替えて考えてみよう。性行為でも何でもよいが、ある種の相互行為において、男性だけに体の中に何らかの「腫瘍」（尿道結石がよいかもしれない）ができるリスクがあるとするとする。この「腫瘍」は、一定期間内ならば手術で除去できるが、ある期間を超えると手術ができなくなり、自然排出を待たなければならなくなるとする。期間内に手術を受けることを選択せず、自然排出をすることを決断した場合、その自然排出に至るまでの「腫瘍」がもたらす負担と排出に伴う負担に対して、女性には責任があると言えるだろうか？

言えないだろう。もちろん、手術に伴う負担を回避して、自然排出を選択する合理的な理由があるような場合は別である。たとえば、手術には、その後の身体状態に何らかの異常をきたすようなリスクが伴うが、自然排出の場合にはそうしたリスクはない、など（中絶がその後の妊娠能力に悪影響がある場合など）。このような場合には、自然排出の負担に配慮し、埋め合わせをする責任が女性側にもあると言えるかもしれない。だがその場合、手術に伴う負担よりも自然排出に伴う負担（後のリスク等も含めて）の方が、量的に軽いということになる。

「負担」の原因を作った者に、その負担を埋め合わせる責務が生ずる、という原因結果関係からは、「胎児」のステータスを完全に除外して「腫瘍」として考えるならば、自然排出を男性が自ら決定した場合、女性側は、それに伴う負担にまで補償する理由はないだろう（もちろん、そうしたい人が勝手にするのは別である）。手術が可能だった場合、そして、その方が明らかに負担は軽いと言えるならば、自然排出の決定を行ったことは、その男性の「趣味」のようなものであり、男性の自己決定・自己責任だということになるだろう。女性が腫瘍の「自然排出」を頼んだわけではないとすれば、男性が勝手に負担を引き受ける自己決定をしたのだから、手術可能期間以降の負担については自然排出の負担も含めて、女性には責任はない、ということになるだろう。

要するに、もし胎児が完全にたとえば腫瘍と同じだと考えるならば、出産に至る決定はほとんど本人の趣味——あるいは愚かな選択——にすぎず、それに伴う負担等を男性に要求することはできない、ということになるだろう。もし、胎児が本当に腫瘍とまったく同じだとすれば、中絶以外の選択は愚かな選択でしかない、ということになる。

だが、宮地はそうは述べないだろうし、私もそう言えるとは思えない。ではそれはなぜか。それは「胎児」のステータスを考慮し、望まない妊娠においても「胎児に対する責任（責務）」が生ずると考えているからだろう。逆に、「胎児に対する責任」という考え方を認めないならば、上の腫瘍の話に回収さ

---

<sup>1</sup> 『判例時報』2108号(57-64)「合意で性交渉をし、合意で妊娠中絶手術を行った男女間において、男性が女性の身体的、精神的苦痛や経済的負担の不利益を軽減し、解消するための行為をしないことが不法行為に該当するとされた事例」は、男性に対して、女性の中絶の経済的負担だけでなく身体的精神的苦痛とその治療費等の総額の半分の損害賠償が認められた初めての事例である。

れるだろう。この点、望まない妊娠においても胎児に対する何らかの「思い」が、女性に生じることがあるから、それを「腫瘍」のように考えることはできない、と言われることがある。このような言い方の前段はたしかに事実としてありうるかもしれない。だが、それは腫瘍モデルをすでに逸脱している。先の例で、もし、「腫瘍」に対して男性が何らかの「思い」を生じさせるとして、それはとくに配慮すべき理由にはならないからである。なぜなら、身体の中にできた異物（腫瘍）に対する「思い」は端的に言って不合理であり、その「思い」に基づいて自然排出に至る負担を負ったとして、それは男性が自ら招いた負担にすぎない、とされるはずだからである。たとえば、事故後の治療を拒否した結果、治療しないよりも大きく後遺症が残った場合、治療可能な怪我等に対する治療費とそれに伴う様々な損害に対する賠償責任は加害者にあるが、被害者に治療を拒否する合理的な理由がなければ、治療可能だったのにそれを本人が拒否した結果として加わった後遺症についての賠償を、加害者に請求することはできない。たとえば、骨折し、その治療費と諸々の損害に対する補償を加害者（保険）が準備しているとして、被害者が治療を怠り、その結果、本来歩くことができるまで回復したはずのところ、足を切断しなければならなくなったとする。この切断手術とその後の不利益に対する賠償責任も全面的に加害者にあるとは言えない。

つまり、胎児のステータスを完全に除外して考えるならば、本人の「思い」を重視する理由はなくなる。もし、人工妊娠中絶をめぐる議論において本人の「思い」が重要だと考えるとすれば、それは、胎児とデキモノ（異物）とではそもそもステータスが異なるということを前提にした上で、胎児に対して何らかの配慮が生ずる場合には「納得できる」、と言っているのにほかならない。

この後者の発想は、端的に言えば、本人が妊娠を望んでいたか否かにかかわらず、中絶を選択するよりも出産を選択するほうが「良い」という発想である。つまり中絶と出産を等置することはできないということである。そしてそれは妥当だろう。そうだとすれば、「胎児のステータス」を考慮に入れた議論が必要になるだろう<sup>2</sup>。

### 3 男性の責任の範囲とその根拠

#### 3-1 問題の構造

あらためて、仮に男性が慎重を重ねて避妊をした性行為について、その方法も含めて男女双方に完全に合意があり、また方法にも瑕疵がなかったが妊娠してしまった場合について考えよう。

まず言えることは、この「避妊の失敗」のケースでも、男女いずれにも「胎児に対する責任」はないとは言えない、ということである。それはいわば、「性器セックスに対する責任」とでも呼べるだろう。この点、この話題について授業をすると、学生から一定の割合でつねに寄せられるコメントは正しい。それは、「男も女も妊娠するのが嫌ならば最初からセックスをしなれば良かっただけだ」というコメントである。この見解は——往々にして「女性の自己責任」だという話とセットになっており、男性の責任がまともに考えられていないことが多いので、その点を付加すれば——、やはり妥当だろう。

「セックスに対する責任」という言い方は奇妙に思えるかもしれないが、胎児が生じた場合、十分に

---

<sup>2</sup> もちろん、「胎児」と一言でいっても「胚」の段階も含めるのか、あるいは妊娠初期と後期で区別するのかといった論点があるが、これにどのような答えを与えてもここでの議論は成立する。想像力が働きやすい時期として、とりあえずは、人工妊娠中絶が可能とされる期間内（21.6週以前）で、妊娠12週以降くらいで考えてもらってもよい。

注意して避妊をしていたとしても、男女双方の性行為は、胎児の発生原因として再記述され、それが根拠となって、男女双方に胎児に対する責任が生ずると言えるだろう。この点、森岡の議論は、同じ行為でも結果の違いに応じて、当の行為に対する責任の大きさや性質が変わり得ることを示している点で妥当だと言えるだろう。ただ、江口も指摘する通り、森岡の議論の問題は、仮に性行為時点でまったく瑕疵がなかったとしても、女性が妊娠を望まない場合には男性の行為は「性暴力」と呼べる、と結論づけられているところにある。

胎児のステータスを考えるならば——それは考えざるを得ないはずである——、同意に基づく性行為において、男性が完全に避妊責任を果たしたが失敗して女性が妊娠してしまった場合、男性にも女性にも「胎児に対する義務」が生ずることになるだろう。では、その責任は具体的にどのような行為を要請するのか。男性には、妊娠継続・出産に至るように女性をサポートする責務が生ずるだろう。女性には、胎児の生命を維持する——つまり妊娠継続・出産の——責務が生ずるだろう。

胎児に対する責任にも女性の負担に対する責任にもいくつかの要素が含まれるので、ここで簡単に「責任」概念一般について、瀧川（2003: ch.2 esp. 21-39）による整理を参照して確認しておこう。瀧川によれば、責任実践の中で用いられる様々な「責任」は、責任実践の構造という観点から、「責任規範」「責任原因（責任の帰属根拠となる事態）」「責任対象（責任の対象）」「責任主体（責任の帰属主体）」「責任客体（責任を問う者）」「責任負担（担われる責務）」の諸要素に整理できる。この観点から、妊娠における責任や義務は、「胎児」に着目するか「女性の負担」に着目するかで二つの分析ができるだろう。

一方で、「胎児」に着目するとすれば、妊娠に関わる「責任規範」は、胎児の生命を維持すべきだ、というものになるだろう<sup>3</sup>。妊娠の「責任原因」（責任の帰属根拠となる事態）は、対象つまり胎児の脆弱性（vulnerability）だろう。「責任対象」は「胎児」である。その「責任主体」は、①胎児の発生の原因となる行為を行ったという点では男女双方であり、②胎児の生命を維持する能力をもつという点から見れば（直接的には）女性になるだろう。「責任客体（問責者）」は胎児ではなく、その代理人としての社会になるだろう。最後に、「責任負担」は、女性の場合は妊娠継続と出産の負担であり、男性にはそれに伴う様々な（非貨幣的なものも含めた）費用負担になるだろう。

では、胎児に着目すると、妊娠に対する「責任」とはどのような責任なのか。まず、妊娠という出来事に対する関与責任ないし生成責任が、男女双方にある。次に、胎児の生命を維持する能力をもつ立場にあることによる責任、つまり能力に基づく責任あるいは役割責任が直接的には女性にある——間接的には男性と社会にもある。これは、別の観点から見れば、胎児の死という（反価値的な）出来事を予防する責任（事前責任・予防基底的责任）であると言える。

他方、「女性の負担」に着目すると次のようになるだろう。妊娠は、それを望まない女性にとっては負担・不利益ないし害である。この観点からは、妊娠の負担に対する「責任原因」は、女性の負担（脆弱性・緊急性）である。責任対象は、女性（の負担）である。責任主体は、先と同じく、男女双方になる。他方、この負担に対する責任を問うことができるのは女性である（ただしそこには自問も含まれる）。責任負担は、女性にとっては身体的負担であり、男性にとってはそれを解消するための費用負担になる

---

<sup>3</sup> もちろん、歴史的にはたとえば日本では障害や病気のある胎児を「生まれにくい方がよい」としてきた経緯があり、胎児の生命維持という規範が実際に一般的に存在するとは言えないので、ここではあくまで理論的に胎児と幼児を区別しない観点から考えていることに留意されたい。

だろう。

女性の負担を生じさせる行為を行ったという意味での関与責任は、合意に基づく性行為で避妊義務を男性が果たしていた場合には、男女双方にある。女性は、すでに妊娠という負担を負っているので、自己責任部分はある程度、負担を負っているという事実によっていわば相殺されると言えるかもしれない（負担が責任を相殺すると言えるかどうかは議論の余地があるかもしれないが）。他方、男性には女性の負担に対する責任がある。とはいえ、前節でみたように、男性の責任は女性の負担軽減等についての費用すべてに及ぶと言えるかどうかは微妙になるだろう。

その上で問題は、「胎児に対する責任」と「女性の負担」に対する責任はどのように関係するのか、になるだろう。たとえば、胎児の生成原因としての責任は男女に等しく配分されるのか、あるいは、男性の方が大きいのか。仮に等しいとして、胎児の生命維持という義務は、男女に対してどこまでの行為を、どんな強度で（法的強制、道徳的推奨等々）要請するのか。また、女性が妊娠を望んでいない場合、男性には予防（避妊行動）義務があるとして、望まない妊娠が生じた場合、そして女性が中絶を選択する場合、男性にはどこまで責任があるのか。

### 3-2 胎児の生命維持に対する責任の範囲

まず、男性にも女性にも、胎児を生かすための行為義務や負担を負う義務が、少なくとも一応は（*prima facie*）あるだろう。それは、女性にとっては妊娠継続と出産の義務であり、男性にはそれをサポートする義務になる。

女性にも男性にも、胎児を「生かす義務」がひとまずあるとして、しかし、その義務に従うことが、他の利益——権利利益説を前提にするならば権利——を大きく損なう場合には、法的に強制はできないだろう。ここでは、胎児をとりあえず我々と同等と考えよう。その上で、一般に、人を生かすためにはどんな不利益でも甘受すべきであり、また法的に強制すべきだ、という立場には説得力がない。たとえば、不注意あるいは飲酒がもとの事故で、ある人に大怪我をさせてしまったとする。被害者の生命を救うには継続的な輸血が必要だが、血液型が稀であり、加害者しか適合しないとする。被害者を生かすためには、加害者が数週間入院して血液を提供する必要がある。加害者には提供の義務はあるか。もちろん、道徳的義務はあると言えるだろう。だが、提供を法的に強制されるべきだとは言えないだろう。

一般に、ある人の利益のために、別の人に不利益——苦痛やリスク等の身体的不利益や自由の制約等——が及ぶ場合、その不利益の大きさに応じて、他者を裨益すべしという義務の強度は、法的強制から、道徳的な要請、そして推奨くらいの程度にまで変わりうる。いわゆる「負担と利益の配分」問題である<sup>4</sup>。ある程度の不利益については法的に強制してもよいだろう。では、女性に対して胎児の生命維持のために妊娠継続・出産を強制することができるか否か。それは、女性の負担（不利益）をどの程度と考えるかに応じて変わる。たとえば、もし、妊娠・出産に伴う不利益（リスクや苦痛、身体に対する自由の制約等）が、爪や髪を切る程度でしかないならば、法的強制を否定する理由はないだろう。生命維持という利益は一般に大きな価値があるので、その保護のために強制できる範囲は、他の利益よりも広くなるからである。

妊娠継続と出産の負担が、数週間入院して献血するよりも大きいとすれば、たとえ胎児（他者）の生

<sup>4</sup> ジュディス・トムソンの有名な議論はこのようにも解釈できる。

命を維持するためだとしても、法的に強制できる範囲を超えていることになるのではないか。ただ、法的に強制できる範囲を超えている部分でも、道徳的に要求できる範囲はある。おそらく、望まない妊娠をした女性に対して、我々ができるのは、妊娠出産を「推奨」することくらいだろう。

ところで他方、男性には身体的な不利益は皆無である。男性が胎児の生命維持のためにできるのは、妊娠継続と出産に向けて女性をサポートすることくらいである。経済的サポートが一般的になるだろう。では、男性の胎児に対する責任は、男性に経済的サポートを法的に強制するための根拠になりうるか。逆に言えば、男性の被る経済的不利益は、法的強制を否定する（法的責任を免除する）理由になりうるか。これは状況に応じて変わるだろうが、一般的にはならないだろう。つまり男性には、胎児に対する責任を履行するために、女性に対して（とくに経済的な）サポートを行う法的義務が課されてよいだろう。

胎児の発生に結びつく具体的な行為に関する男女双方の責任の配分について、男性の射精行為に対する責任を重視するならば、男性の責任の方が重いということになるかもしれない。たとえば、海外ドラマ「Law and Order 性犯罪特捜班」（シーズン9・第9話）によると、アメリカでは（少なくともニューヨークでは）「子の福祉」という観点から、仮に女性が男性に知られずにコンドームに穴を開けた結果として妊娠したとしても、男性には子に対する責任が生ずる、とされているようである。このアメリカ（おそらくはニューヨーク州）の法律まではいかないとしても、妊娠可能性のある行為について完全に合意があった場合には、避妊の失敗についても、胎児に対する責任が男女に等しく課されるのは自明だろう。そして一定の負担の範囲内ならば——たとえば経済的負担程度は——法的に強制されてよいだろう。

### 3-3 中絶に対する男性の責任

女性が中絶を決定した場合はどうか。中絶に伴う負担について、男性には女性に対する義務があるのかどうか。中絶そのものに伴う（身体的・金銭的）負担について、男性にはたとえばその全額を補償する責任はあるか。直観的には「ある」と言えるように思える。では、その根拠はどこにあるのか。さらに、我々——第三者——には中絶に伴う費用負担を、たとえば医療保険の一部として分担する義務はあるか。これにも「ある」と言いたい気分はあるが、その根拠を提示することは簡単ではない。

繰り返すが、避妊の失敗の結果としての望まない妊娠のケースでは、男性にも女性にも等しく胎児に対する責任がある。したがって、両者に胎児の生命を保護するように要求できる。そして、以上の議論が妥当ならば、女性には妊娠継続を強制はできないので「推奨」することになり、男性にはそれに対する費用負担を「強制」できるだろう。言い換えれば、女性の負担が——仮に負担と責任が相殺関係に入り得るとして——、胎児に対する責任をいわば相殺すると言えるとすれば、女性は中絶を選択することは許容されるということになるだろう。では、女性が中絶を望む場合、それに伴う負担について男性には責任がある、と言えるだろうか。「ある」と言えるとして、それは——中絶するので言うまでもないが——「胎児に対する責任」ではなくて、「女性に対する責任」としてしか位置づけられない。

中絶は、胎児に対する責任を放棄することである。我々は、この決定を積極的に支持することはできないだろう。男性には、胎児に対する責任を果たすために、望まない妊娠をした女性に対して、妊娠継続と出産を選択するように現実的にサポートする義務があり、また依頼するべきだということになるだ

ろう。

男性の責任は、胎児と女性双方に対して別々に存在する、と言えるならば、女性の身体に対する男性の責任が、男性に中絶費用の負担義務を課す根拠になるかもしれない。女性には胎児に対する責任だけしかない。女性の身体的不利益が中絶を法的に許容する根拠になると言えるとして、女性にだけ妊娠—中絶という負担が課されることについて、男性には責任があると言えるか。

少なくとも、女性の負担は、男性が女性の選択に干渉できない理由にはなり得るだろう。胎児に対する責任という観点からは、男性には、女性に対して妊娠出産の決定に向けて、サポート義務だけでなく説得する義務もあると思われる。他方、女性の中絶の決定に男性が干渉できないとすれば、それを妨げる理由は女性の身体的負担の大きさにしかない。問題は、女性の身体的負担は、中絶に干渉する権利を男性に認めない理由を越えて、さらに、その負担を分担させる根拠にもなると言えるかどうかである。

男性が女性の負担を補う根拠が「胎児に対する責任」だけであり、女性の身体的負担に対する男性の責任は、男性が女性の中絶という決定に干渉することを禁止する根拠にしかならないのだとすれば、女性が中絶という選択を下すとして、中絶に伴う諸負担について男性には女性をサポートする義務はないということになる。他方、そうではなく、女性の負担は男性に負担を課すことを正当化する、と考えるならば、出産はもちろん中絶についても男性に費用負担があると言えることになる。

ここで、男性は、女性の中絶の決断によって、胎児への責任を放棄せざるを得なくなると見るか、回避できると見るかで変わるかもしれない。たとえば、男性が妊娠出産を強く望んでいる場合、男性は逆に、胎児への責任を放棄させられたことに対する精神的苦痛等の補填を、女性に対して要求する資格はあるか。もしこれが認められるとすれば、女性は中絶の決定に際して、つねに相手の意向に配慮しなければならない、ということになる（日本ではパートナーのサインが必要であり、事実上、女性は相手の意向に配慮しなければならなくなっているが、アメリカでは男性であれ親であれ、少なくとも成人女性の中絶の決定に干渉する権利はないとされている）。

おそらく、男性が出産を強く望んでいたとしても、女性の中絶の自由——身体的不利益を回避する自由——は認められるべきだろう。とすれば、男性は中絶した女性に、精神的苦痛等の損害の補てんを要求することはできない、ということになるだろう。

では、女性の中絶の負担について、男性にはたとえばその費用を負担する義務はあるか。これもまた、女性の身体的負担をどのように見積もるかに応じて変わってくると思われる。女性の身体的負担は、対社会的には中絶の許容理由になり、また對他者（男性）的には生殖の選択に干渉させない理由になり、さらにその負担や損害を補償する義務を課す根拠にもなりうる、と言えるかどうか。

女性の身体的負担は、対社会的には中絶の許容根拠になり、また對他者的には生殖の選択に干渉させない理由になると言えるだろう。では、女性の負担は男性に対して、中絶に伴う様々な費用を要求するための根拠になるのかどうか。胎児に対する責任を加味したとたん、難しくなってくるだろう。

ただ、このような考え方からでも、中絶に伴う様々な費用負担を事実上、男性に課すことは不可能ではない。その一つは、次のようになるだろう。

男性には女性が妊娠継続・出産をするためのサポート義務がある。これは、女性がどんな決定を下すかとは別に、妊娠が生じたという事実と、男性がそれに関与したという事実を根拠として発生する。そして、男性には女性が中絶を選択しないようにサポートする義務が、対胎児的にある。ただ、男性は女性が中絶の選択をすることを妨げることはできない。女性に対して身体的な負担・不利益を要求するこ

とまではできない。とすれば、男性には、妊娠が生ずると、それを望むか否かにかかわらず女性が妊娠継続・出産に至るまでの（少なくとも）費用を無条件に支払う義務がある、と言えるかもしれない。その額は、中絶費用をはるかに超えているだろう。また、中絶に伴う身体的精神的負担を補てんするに足りるのではないか。

このような見方が妥当だとすれば、女性の負担を補償する義務が男性にあるとしても、その根拠はあくまでも胎児に対する責任を果たすためのサポートとしてである、ということになるだろう。それが事実上、中絶に伴う負担をカバーすることになるとしても、その理由は、中絶に伴う女性の身体的精神的負担に対してではない、ということになる。

そしてこのような方向性は、現実的にも一定の意義があると思われる。フェミニズムはしばしば、女性は男性および社会のサポートがあれば中絶しないのだが、それが無いから中絶をせざるを得なくなっているのだ、と主張してきた。男性や社会のサポートがない状況で、中絶は強いられて行うものなのだから、それに対する費用負担を要求する権利がある、と。そうした事例がどの程度あるのかはわからないが、一定の割合で存在すると言えるだろう。これに対して、上記の理路からすれば、少なくともまず男性には、女性が妊娠継続・出産を安心してできるだけのサポートを行う法的義務が、妊娠が生じた際には無条件に課されることになる。その上で、その費用の内部で、女性は中絶を選択することもできる、ということになるだろう。

さらに、社会——第三者——はどうか。妊娠出産に対する配慮義務を社会に要求できるか。できるとしてその根拠は何か。おそらくそれは可能だろう。その根拠は、胎児の生命維持になるだろう。逆に言えば、この観点からは社会には中絶に対するサポート義務はない、ということになるだろう。

#### 4 別の道の可能性

以上は、宮地や森岡の議論に比べて女性に厳しく男性に甘い結論になっている。ただ、少なくとも、「胎児」の生命維持に価値があると考えなければ妊娠継続・出産に対するサポートはほとんど無意味になること、それがおかしいと思うならば、我々はすでに胎児の生命維持に何らかの価値があると考えていることになる。そしてそれを前提にするならば、上記のような結論は不可避的であるだろう。

これに対して、中絶に対する（男性ないし社会の）サポートをより幅広いものとして要求できると考えるとすれば、おそらくそれは次の三つの方向性になるだろう。

第一に、胎児を何らかの基準で、我々よりも明確に劣る存在だとみなすことである。この立場では、胎児は一定の配慮には値するが、それは軽く見積もってよいということになる。以上の考察は、胎児を我々——あるいは幼児——と基本的に同等の存在として位置づけた上で、その生命維持とその負担回避との相克という枠組みで考えてきた。この枠組みでは、中絶の負担の一部については、胎児に対する責任放棄のいわば代償として甘受すべきものとして位置づけられる。これに対して、もし胎児に対する道徳的配慮要求がそれほど強いものでないとなれば、中絶に伴う負担を、女性だけが被る理不尽な負担として考えることもできるかもしれない。森岡も宮地も暗黙のうちにこうした線引きを前提にしているように思えるし、また多くの議論に暗黙に共有されていると考えられる。とはいえ、これは何らかの能力——たとえば自己意識の有無など——によって「線を引く」ことであり、それを他のケースにも一貫させることができるかどうか問題になるだろう。

第二に、「避妊の失敗」としての望まない妊娠のケースについて、すべて基本的に男性の責任だとする方向性もあるかもしれない。先に（2-2の末尾）で述べたように、たとえば、そもそも性器セックスから女性はほとんど「利益」を得ていない、という前提を加えると、胎児に対する女性の責任の重さに関する計算は変わってくる。先のウィリアムテル・ショーに即すならば、頭の上にリンゴを乗せる「的」の役は、射手がその場で任意に観客の一人に「お願い」し、その人にはショーが成功してもとくに利益（報酬）はない、というケースを類比的に考えてもよいかもしれない。この状況では、もし「的」の役を引き受けた人を怪我させてしまった場合、それに対する責任は全面的に射手の方にあると言えるだろう。また、スーザン・シャーウィンが言うように、基本的に性器セックスは女性の意に沿ったものではないと言えるのであれば、胎児に対する関与責任は男性のそれは拡大し、女性の責任は——レイプと同じくゼロにはいかないと——非常に軽くなる。

「中絶のフェミニスト的分析は女性がどのようにして妊娠することになったのかということに注意を向ける。中絶を拒絶しようとしている人びとは、女性はセックスを避けることによって望まない妊娠を避けることができるはずだと信じているようである。こうした見方は、女性を抑圧している文化の性の政治の力をまったくといってよいほど理解していない。現在存続している性的支配が意味しているのは、女性たちは自分の性的生活をほとんどコントロールすることができずにいるということだ。……しばしば性的強制はその当事者たちにもそれとして理解されておらず、継続的な「善意」——異性にもてること、経済的生存、平和あるいは受容——の対価であるとみなされている。……こうした状況では、女性が妊娠を避けたいと願っても、異性愛的活動を避けることを「選択する」ことは難しい」（シャーウィン 2011: 254-55）

森岡は、おそらくこのイメージを前提にして、性行為の時点での両者の合意如何にかかわらず、女性に対する責任は全面的に男性にある、と論じているように思える。たしかに、もし妊娠の原因は基本的に男性の女性に対する行為にあると言えるならば、胎児に対しても女性に対しても、男性にもつぱら責任があると言える。ただ、それはある種の（自然な？）セックスイメージを前提にしていることになるだろうし、それが妥当かどうかは問われるだろう。

第三の方向性は、この第二点も踏まえた上で、よりプラグマティックな考え方をすることである。まず、性器セックスを望んでいる女性はあまり多くなく、したがって妊娠という事態に対する責任は男性にあるケースが多いという前提を採用する。しかし、具体的な性行為の内容をいちいち個別ケースに即して問題にすることはできない（または情報コストがかかりすぎる）。そして、男性に妊娠継続と出産に至るサポートを課すとして、しかし「逃げる男」もいるかもしれない。その場合、中絶には時間的リミットがあるので、中絶（等）をすべて自らの負担で行わなければならない女性もいるかもしれない。そうしたケースが存在し得る以上は、そして、そうした「弱者」の女性が被る多大な不利益の是正を優先すべきだとするならば、それにいわばフリーライドする人々には目をつぶり、「弱者」としての女性をデフォルトとして社会的サポート体制を作る方が実践的には合理的である、と。

おわりに

以上の議論は、女性と男性をかなり敵対的に位置づけているし、また最初に述べたように、「養育」という要素を完全に除外している。この点、現実的には養育負担が中絶の選択の理由の最大の要素を占めていると思えるので、その意味で非常に限定された議論ではある。ただ、養育という側面を入れなくても少なくとも考えられることがあり、またそれは明確に述べられてこなかったとも思われる。

養育負担を加味すると、たとえば養育負担に対する社会的サポート——産み育てることへの支援——が不十分な状況が二項対立を生じさせている、という観点もあるだろうし、それには一定の意義はあるだろう。養育負担を産んだ女性に課すような（男性のライフスタイルを標準とする）社会が、女性に妊娠出産を「望まない」ものにさせているのであり、中絶を半ば「強いている」のだ、といった方向性である。

それ以外にも考察すべき点は山積しているが、いずれにしても、「男性の責任」という観点から性行為と妊娠出産・中絶を考える必要性和意義について一つの切り口を提示できているとすれば、本稿の役割は果たせたことになるだろう。

## 文献

江口聡、2008「森岡正博「膣内射精暴力論の射程」へのコメント——問題は性的同意では？」

<http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/eguchi/papers/morioka200806.pdf>

森岡正博、2008「膣内射精性暴力論の射程——男性学から見たセクシュアリティと倫理」『倫理学研究』第38号 関西倫理学会, 24-33 <http://www.lifestudies.org/jp/sexuality01.htm>

沼崎一郎、1997「〈孕ませる性〉の自己責任——中絶・避妊から問う男の性倫理」『インパクション』105、89-96

宮地尚子、1998「孕ませる性と孕む性——避妊責任の実体化の可能性を探る」『現代文明学研究』第1号(1998) : 19-29 <http://www.kinokopress.com/civil/0102.htm>

瀧川裕英、2003『責任の意味と制度——負担から応答へ』勁草書房

シャーウィン、S. 2011「フェミニスト倫理学のレンズを通して見た妊娠中絶」江口聡訳、江口聡監訳『妊娠中絶の生命倫理——哲学者たちは何を議論したか』勁草書房